

資料 5

令和 6 年度京田辺市特定教育・保育施設の利用定員の変更について

1 利用定員の変更について

平成 27 年 4 月 1 日にスタートした子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設¹の設置者は、当該利用定員の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならないこととされています。

2 利用定員の設定（変更）に係る国の考え方

- ・ 認可定員²の範囲内で実情に応じて設定（変更）する（ただし、具体的な人数設定に関する全国一律の基準は設けない）。
- ・ 認定区分ごとに設定することを基本とするが、年齢別など更に細かい区分で設定することも可能。

3 令和 6 年度における利用定員の変更

（1）幼保連携型認定こども園「みんなのき三山木こども園」の利用定員変更

（単位：人）

区分	利用定員					認可定員	
	1号認定	2号認定	3号認定		合計		
			1・2歳児	0歳児			
変更前	6	60	22	8	96	96	
変更後	15	69	41	10	135	135	

変更理由：地域の保育ニーズが高いため。

※変更日を令和 6 年 4 月 1 日とする幼保連携型認定こども園変更届出書については、京都府において受理済。

¹ 幼稚園・保育所・認定こども園のこと。

² 特定教育・保育施設の設置にあたり、都道府県知事に認可された定員のこと。

(2) 保育所「京田辺市立河原保育所」の利用定員変更

(単位：人)

区分	2号 認定	利用定員			認可 定員	
		3号認定		合計		
		1・2歳児	0歳児			
変更前	145	97	18	260	260	
変更後	145	67	18	230	230	

変更理由：分園の廃止。

※変更日を令和6年4月1日とする児童福祉施設内容変更届出書については、京都府において受理済。